

兵庫県警察術科訓練安全管理指針を下記のように定め、令和元年7月1日から実施する。

記

第1 目的

この指針は、術科訓練（試合、検定及び審査を含む。以下同じ。）を実施するに当たっての安全管理（以下単に「安全管理」という。）に必要な事項を定めることにより、術科訓練の安全の確保と効果的な推進を図ることを目的とする。

第2 適用の範囲

この指針は、本県警察において行う点検、礼式、教練、柔道、剣道、逮捕術、拳銃、救急法（水上安全法を含む。）、体育その他の術科訓練に関して適用する。

第3 安全管理体制

1 術科安全管理責任者

- (1) 警察本部に術科安全管理責任者を置き、警務部教養課長をもって充てる。
- (2) 術科安全管理責任者は、次に掲げる任務を行うものとする。
  - ア 安全かつ効果的な術科訓練を推進するための対策に関すること。
  - イ 術科訓練における安全教育の実施計画に関すること。
  - ウ 術科訓練による受傷事故の調査、統計、分析及び再発防止に関すること。

2 術科安全管理者

- (1) 各所属に術科安全管理者を置き、各所属の長をもって充てる。
- (2) 術科安全管理者の任務は、次に掲げる任務を行うものとする。
  - ア 安全管理の実施及び指揮監督に関すること。
  - イ 安全管理の実態把握に関すること。
  - ウ 術科訓練における安全教育の実施及び安全意識の高揚に関すること。
  - エ 術科訓練による受傷事故の調査、報告及び再発防止に関すること。

第4 術科指導者等の心構え

兵庫県警察術科指導者運用規程（昭和40年兵庫県警察本部訓令第16号）に規定する術科指導者並びに兵庫県警察におけるけん銃の使用及び取扱いに関する訓令（平成16年兵庫県警察本部訓令第5号）に規定する訓練指導者及び実射訓練指揮官（以下「術科指導者等」という。）は、術科訓練の安全管理措置の基準を遵守するとともに、術科安全管理者の指示に従い、訓練の指導に当たらなければならない。

第5 術科訓練を行う者の心構え

術科訓練を行う者は、術科訓練に関する諸規則を遵守するとともに、術科指導者等の指示に従い、意欲的かつ真剣な態度で統制のある訓練を行わなければならない。

第6 安全管理措置の基準

術科訓練の安全管理措置の基準については、警務部長が別に定める。